館報 大豊
発行所
高知県長岡郡
大豊村立中央公民館
電話杉55番
印刷所
真生会同志社事業部
(無料配布)

大豊村財政白書

村民関心の的であつた合併初年度の予算がどの様に執行されたかを知る上について誠に興味深いものがあろうと存じます。たださきの公民館報でも申上げました如く、引継赤字と建設計画との両者の調整を図り建全財政確立への悲願と、村民の福祉増進への努力を重ねて参りましたが、年度末に於いて結局約一二、〇〇〇千円の繰上充用を行い且つ支払くり延約三、四〇〇千円を招来いたしました。之等は何れも昭和三十一年度に於いて借り入れる財政再建債（別途説明）により措置される筈であります。

幸い村民各位の真摯な御協力のお蔭で昭和三十年度所謂単年度に於いて赤字を出すことなく、実質的には約二、五〇〇千円程度の引継赤字を軽減することが出来たのであります以下それ〳〵別表について御覧になつていただきたいと思います。これらの表はいづれも昭和三十年十二月一日から昭和三十一年三月末迄の実績に昭和三十年十一月末迄の実績を加えたものであります尚、併せて別項財政再建復旧特別措置法説明の所を御読み下さいますれば、一層御理解頂けると存じます。

昭和三十年度 財政報告

別表

1、(そのイ)　収入の状況　(ホ)を除き (単位千円)

費目＼区分	(イ) 予算額	(ロ) 12、1現在収入ずみ額	(ハ) 年度末迄収入ずみ額	(ニ) 収入ずみ合計	(ホ) 住民1人宛金額	(ヘ) 予算に対する増減1(△)
村税	31、632	13、525	14、046	27、571	1、232	△ 4、06
地方交付税	21、859	18、234	3、902	22、136	989	277
財産収入	28、550	16、553	2、108	18、661	834	△ 9、889
分担金及負担金	476	0	403	403	18	△ 73
夫役及現品	601	0	0	0		△ 601
使用料及手数料	1、796	726	590	1、316	58	△ 480
国庫支出金	6、744	2、175	5、093	7、268	325	524
県支出金	9、806	280	2、816	3、096	138	△ 3、713
寄附金	1、187	14	272	286	12	△ 901
繰入金	0	0	0	0		0
繰越金	7、759	7、449		7、449	333	△ 310
雑収入	1、989	377	267	644	28	△ 1、345
村債	9、000	2、000	2、450	4、450	199	△ 4、550
繰上充用金	0	0	11、996	、11、996	536	11、996
合計	118、402	61、333	43′943	105、276	4702	△13、126

備考
昭和30年度に於いては旧村より引継がれた形式竝実質赤字約27、0004円を予算に編入を余儀なくされた為才入に不足を生じ税収に於いても調定額を100%計上する等の措置を行つた為年度末に於いて11、9964円繰上充用を行つて尚才入13、1264円の不足を生じた。

2、　支出の状況　(単位千円) (ホ)を除へ

費目＼区分	(イ) 予算額	(ロ) 12、1現在支出ずみ額	(ハ) 年度末現在支出ずみ額	(ニ) 支出ずみ額	(ホ) 住民1人宛金額	(ヘ) 不要額
議会費	1、725	841	810	1、651	74	74
役場費	25、236	10、008	14、754	24、762	1、106	474
消防費	1、713	289	1、120	1、409	63	304
土木費	11、461	8、538	2、325	10、863	485	598
教育費	21、529	9、451	8、460	17、911	800	3′618
社会及労仂施設費	6、738	3′484	1、486	4、970	222	1、768
衛生費	2、109	127	1、182	1、309	58	800
産業経済費	8、890	1、510	3、992	5、502	246	3、388
財産費	9、030	7、710	157	7、867	351	1、163
統計調査費	181	2	158	160	7	21
選挙費	1、673	686	455	1、141	51	532
公債費	17、492	8、658	8、827	17、485	781	7
諸支出金	9、825	3、430	6、016	9、446	422	379
予備費	800	0	800	800	36	0
計	118、402	54、734	50、542	105、276	4、702	13、126

備考
不要額が13、1264円に上つたが、之は経費の節減につとめたもの丶他一部事業くり越及び′才入不足の為11`9964円の繰上充用を行つた他若干31年度への過年度支出金として編入されるものを含む額である。

1 その(ロ)　村税月別収入状況　(単位千円) (ホ)を除く

費目＼区分	11、30迄の実績	12月	1月	2月	3月	4月	5月	30年度入合計	住民1人宛負担額
村民税	1、737	971	1、079	1、104	524	0	257	5、672	253
固定資産税	7、691	2、899	1、746	919	633	102	78	14、068	628
自転車荷車税	278	46	19	27	23	8	3	404	18
電気ガス税	989	163	168	173	212	246	246	2、197	98
たばこ消費税	1、871	292	327	294	280	294	0	3、358	150
木材引取税	529	284	58	123	402	22	24	1、442	65
犬税	25	57	28	14	12	3	1	140	6
その他	0							290	14
計	13、120	4、712	3、425	2、654	2′086	675	609	27、571	1、232

1、その(ハ)　滞納整理の状況

費目＼区分	29年度滞納額	於30年度調定額	11、30現在収入ずみ額	年度末収入ずみ額	収入合計	住民1人宛金額
村民税	1、818	1、270	180	816	996	44
固定資産税	2、101	1、680	292	1、104	1、396	62
自転車荷車税	129	103	9	48	57	3
電気ガス税	0	0	0	0	0	0
たばこ消費税	0	0	0	0	0	0
木材引取税	1、009	826	120	27	147	7
犬税	61	40	1	24	25	1
その他	0	0	0	0	0	0
計	5、118	3、919	602	2、019	2、621	117

3　主なる事業の経理状況

費目	事業名	事業費	その財源内訳 国補	県補	起債	その他の特定財源	一般才入	完成年月	支払済額	繰越額	住民1人宛負担額
役場費	庁舎建設	6、322			4、000	1、000	1、322	31、3	6、322	100	282
土木費	川口大橋架設	7′300				5、190	2、110	30、8	7、300	100	326
〃	焼山谷橋〃	850				850		30、10	850	100	37
〃	過年度災害復旧工事	685	488				197	31、3	685	100	39
〃	各種単独事業	640					640	30、9〜31、3	640	100	29
〃	各種村補助事業	750					750	30、8〜31、3	750	100	33
教育費	繁藤小学校改築	2、509	437				2、072	31、6	2、509	100	112
〃	久寿軒中学校建設	600	287				313	31、9	600	100	27
〃	学校災害復旧工事	1、860	976				884	30、10〜31、3	1、860	100	83
〃	各種村補助事業	1、900					1、900	30、9〜31、3	1、900	100	85
社会及労仂施設費	杉保育所建設	2、391	700	350		960		30、12	2、391	100	107
産業経済費	耕地災害復旧工事	1、691	1288				403	31、3	1、288	100	75
〃	農試山間分場誘致費	500	160				500	〃	500	100	22
〃	林道開設工事	1、503					1、343	〃	1、503	100	67
〃	各種補助事業	800					800	〃	350	100	36
	合計	30、301	4、336	350	4、000	8、000	13、234		29、448		1、352

大豊村金庫

この度大豊村金庫として、高知相互銀行出張所、企豊永支店が指定され九月一日より業務を開始することになりました。

村に金庫を設置した目的として

一、徴税の民主化
一、支払事務の合理化
一、収入役の審査権の確認
一、出納事務の合理化

等々であります。一方金庫の設置に併行して今一般の地方自治法の改正により出納室の機構をつぎのように改組し、事務の合理化、効率化を図ることになりました。

出納室長―出納員―┬―分任出納員 東豊永支所
　　　　　　　　　├―分任出納員 西豊永支所
　　　　　　　　　├―分任出納員 天坪支所
　　　　　　　　　└―分任出納員 本庁
牧入役兼任

したがつて収入事務（税金等）は金庫、支所又は従来の方法により郵便局の何れに払込んで頂いても、金庫を経由して確実に村に納入される仕組みとなつて居り村民に対する便宜が計られて居ります。支払事務については従来の方法と大差ありませんが、特別のものを除いて現金は金庫以外扱いませんので、村から金を受取る場合はすべて金庫から受領することになります。面倒なようですがこの方法により収入役の従来の現金取扱に要した手間が省け、一番大切な収入役の本来の任務とも云うべき審査権の行使について充分なる時間的余裕を生じますので皆様の大切な税金の行方もこゝで又改めて確認されることゝなる訳です。

1時借入金借入先別況状　(単位千円)

		30、11、30現在			31、4、1 現在		
		借入金額	利率	用途	借入金額	利率	用途
政府資金	資金運用部						
	簡保資金	2,000	1錢8厘	財政調整資金		0	
	その他						
	計	2,000					0
民間金融機関	高知相互銀行	○ (2、950) 7、950	2、8錢	〃	10、000	2錢8厘	財政調整資金
	愛媛相互銀行	350	〃	〃	950	〃	〃
	勧業銀行高知支店					0	
	東豊永農協組	1、000	3錢	〃	1、200	3錢	〃
	計	9、300			12、150		
その他	市町村恩給組合	○ 200	2錢3厘	〃	1、550	2錢3厘	〃
	大砂子PTA		月 1歩				
	太田口	○ 2、391		〃	1、497	月1歩	
	梅川梅一	○ 2、000	5錢	〃	2、000	5錢	〃
	葛原部落	850	3錢	〃		0	〃
	計	5、441			5、047		
合計		16、741			17、197		

摘要　①○印は旧村より引継分を示す　②旧東豊永借入高知相互銀行10、000千円は本村債（長期債）に計上した

5　職員の異動に関する状況

区分	身分区分	条例定員	30、12、1現在	31、5、31現在	摘要
(一般職)行政職員	長の部局の職員	事務吏員	48	42	40	
		(技術吏員)	(2)	(2)	(2)	休職2名を長欠1名含む
		雇	4	4	5	
		嘱託(臨時)	4	4	4	
		計	56	50	49	
	議会事務局の職員	事務吏員	1	1	1	
		計	1	1	1	
	選挙管理委員会の職員	事務吏員	1	1	1	
		計	1	1	1	
	農業委員会の職員	事務吏員	5	5	3	
		計	5	5	3	
	教育委員会の職員	事務吏員	8	6	6	公民館職員を含む
		計	8	6	6	
保育所職員		吏員相当職	8	8	12	杉保育所の設置による増6名
		雇 〃	2	2	4	
		計	10	10	16	
各種学校の職員		吏員相当職	7	5	5	
		計	7	5	5	
公立学校の職員		雇相当職	18	18	18	
		計	18	18	18	
合計		事務吏員	78	68	68	
		技術吏員	(2)	(2)		(休職等の代人3 立川1)
		雇	24	24	27	
		嘱託(臨時)	4	4	4	
		計	106	96	99	

4　税目毎村税に対する住民の負担状況

区分 税の費目	予算額	住民1人宛負担額	年度末収入済額	住民1人宛収入済み額	摘要
	千円	円	千円	円	
村民税	7、270	325	5、672	253	
固定資産税	15、943	712	14、068	629	
自転車荷車税	519	23	404	18	
電気ガス税	1、950	87	2、197	98	
たばこ消費税	3、340	149	3、358	150	
木材引取税	2、370	106	1、442	64	
犬税	240	11	140	6	
その他	0		290	14	
合計	31、632	1、413	27、571	1、232	

本村の財政事情について

役場総務課長　渡辺盛男

全般の状況

本村に於ても昭和三十一年三月三十日村議会に於て、地方財政再建促進特別措置法の適用を受けることを決め、自治庁に申出でを行っていたが先般指定日を昭和三十一年四月一日と指定されたので直ちに財政再建計画の策定にとりかゝり、すでに自治庁との下協議を経て一連の事務手続を了し、近く村議会に再建計画の承認について提出する運びとなつた。

本村の赤字は昭和二十七年以来累積して旧四ケ村合併時の二十九年度末（昭和三十年三月末現在）は弐千七百七十五万円に達した。この為昭和三十年度予算編成に当つては新村建設計画の推進と財政確立と云う矛盾する二つの面を極力調整すると云うことに重点を指向した結果、或程度の事業の実施、及び若干の赤字消化が行なわれたが後者については勿論その効果は期待出来なかつた。

即ち弐千七百余万円に上る実質赤字を抱えこんで尚現年度の財政運営の円滑を期することは難事中の難事であり、この為昭和三十年度に於ける一時借入金は、延壱億円に垂んとし、その利子は参百七拾余万円の多額に上つた。このまゝ推移せんか本村の赤字は益々増大し、村行政はマヒ状態に陥入る懸念すら抱く状態に立至つたのである、

これが財源として補助、起債の他、国との分収林約二〇〇町（村有土地設定）の売却（五〇〇万円）を議決したが、国との契約解除が進捗せず、昭和二十九年度末に於てそのまゝ才入欠陥となり、実質赤字として支払くり延約二百九十三万円の他一部事業を昭和三十年度にくり越（繁藤小学校及久寿軒中学校）他の三村と共に合併したものである

1、旧東豊永村

昭和二十七年度迄は年々繰越金を生ずる健全団体であつたが、昭和二十八年度に於いて、六三制中学校整備を行うことになり、中央中学校（工事費壱千壱百万円）西峯中学校（五百七拾五万円）及び東西豊永村組合立中学校村負担分（五百万円）計弐千壱百七十五万円の実施段階に入つた。之に加え同年十月十八日役場庁舎が類焼した為、一部六三制整備を継続事業とすると共に庁舎建設を、昭和二十九年度事業として執行、之に要した経費は約七百八拾万円に及んだ。

之が為、昭和二十九年度に於て同年度事業資金の操作が困難となつた為、調整資金として高知相互銀行豊永支店より壱千万円の一時融資を受け一連の工事を完成した。

同借入金は昭和二十九年度末に於て返済の予定であつたが相つぐ工事の累積は約壱千壱百万円の才入欠陥を生じ、返済が不可能となつたので止む得ず、同借入金を起債とし才入として処理したが、実質的赤字として同借入金八百万円及び支払繰延二百九拾万円を招来した、昭和三十年三月三十一日他の三村と共に合併大豊村に引継がれたものである。

1、旧西豊永村

昭和二十四年度に於て腐朽危険校舎大砂子小学校の移転改築を行い、総工事費七百三拾五万円を以つて工事完了し（内起債百八拾万円）錻工式直前の昭和二十六年四月十八日突然後方より約八千立方米の山崩れあり新築校舎は一瞬にして埋没し多額の経費と多くの労力を要し新校舎は無惨な状態となつた。

その後災害復旧については、並々ならぬ苦心の末、昭和二十八年五月総事業費五百五十七万円（内国庫補助百二十一万二千円）を以つて災害復旧工事を完成したのであるが起債国庫補助を除いても村の負担額は壱千万円に近く大きな負担となつたものである。

更に六三制に依る大田口中学校の整備と大田口小学校の危険校舎改築の為、昭和二十七年より昭和二十八年にかけて、工事費約八百万円を以つて移転改築等の工事を行い、起債補助を除いても村の負担は約五百万円の額に達し更に組合立中学校建築の分担金として約五百万円があり、これら六、三制並に災害及び危険校舎（戦時中そのまゝにしておいた為）建築資金の内、村費負担額は二千万円以上となりこれが昭和二十九年度に於て実質的赤字の原因となりその内、約一千三百万円が新村に引継がれたものである。

1、旧天坪村

本村は財政規模も他三ケ村に比し僅少であり従来事業面は極めて圧縮されつゝ辛じて健全性を維持していたものであるが昭和二十七年来六、三制整備が必緊の事業として採用され同年度に於て天坪中学校昭和二十九年度に於て繁藤小学校及び久寿軒中学校の新改築を実施その工事費は累計壱千三百五十万円に及んだ。

1、旧大杉村

昭和二十九年度事業として川口大橋架設、杉保育所の建設、立川中学校の整備等を実施したが、川口大橋の架設については、村有林を処分しその代金を以つて、基幹とすることゝしたが、各種事業の累積は資金繰作上困難を来たし、同年度末に於て結局川口大橋を継続事業とするの他方法がなかつたものであり、且つ本村は合併旧四村の中心地区であるため必然的に雑支出の累増を招来し、約三〇万円の実質的赤字支払繰延を招来したまゝ新村に引継がれたものである。

1、旧東豊永村、西豊永村中学校組合

本組合は、昭和二十八年度設定され、同校完成後両村分村担金により運営されつゝあつたが、校舎設立後日尚浅く設備その他相当の経費を必要としたが、その財源として見込んだ校下寄附金等に欠陥を来し年度末に於て約三十八万円の実質赤字支払くり延を招来して新村に統合されたものである。

三十年度決算（見込）に見る財政の実態

（イ）地財法の適用対象となつた地区別赤字一覧表（別表一参照）

（ロ）昭和三十年度才入才出の状況（決算見込）別表二参照

（ハ）税収の状況（別表三参照）

別表(一)

地財法適用の対象となつた赤字の地区別状況

(単位千円)

地区別 / 区分	東豊永	西豊永	大杉	天坪	組合中	計
29年度才入決算	39、126	27、565	22、902	17、139	(1、916) 543	107、275
30年度才入見込	36、581	36、469	22、901	17、483	(1、916) 542	113、976
3、全上差額	2、545	△8、904	1	△ 344	1	△ 6、701注(形式赤字)
4、事業くり越			2、110			△ 2、110 (実質赤字)
5、支払くり越	△9、751	△5、258	△ 150	△2、814	△ 289	△ 18、262 (〃)
6、(3+4+5)	△7、206	△ 14、162	△2、259	△3、158	△ 288	△ 27、073
再建債対象赤字額	△7、206	△ 14、162	△2、259	△ 3、158	△ 288	△ 27、073
申込額						27、000

備考　①東豊永の支払くり延9、751千円には才入として処理された高知相互借入8、000千円を含めた
②大杉事業くり越は約4、000千円であるが、地財法対象額のみ2、110千円計上した。

別表(三)　税収入の状況

区分 / 費目	予算額	住民1人宛負担額	収入ずみ額	住民1人宛負担額
村民税	7、270千円	325円	5、672千円	253円
固定資産税	15、943	712	14、068	629
自転車荷車税	519	23	404	18
電気ガス税	1、950	87	2、197	98
たばこ消費税	3、340	149	3、358	150
木材引取税	2、370	106	1、442	64
犬税	240	11	140	6
その他		0	290	14
計	31、632	1、413	27、571	1、232

備考　予算額と収入額の差が大きいのは赤字27、000を引継いだ為調定額を全額予算に計上せざるを得なかつた為である。

別表(二)　昭和30年度才入才出の状況

(決算見込額)

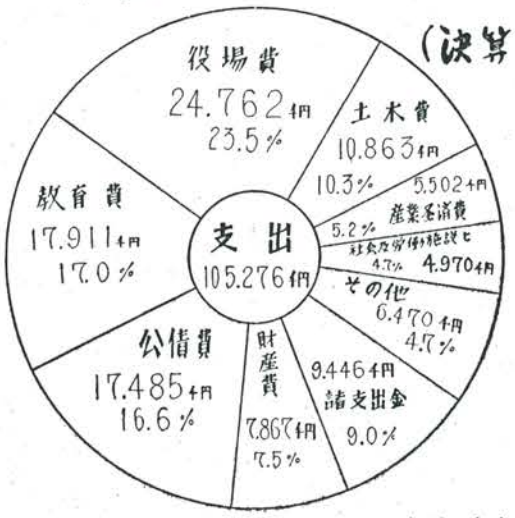

註　1、役場費には庁舎建設費を含む
2、公債費には引継 1時借入金を含む
3、諸支出金には引継支払引延を含む

(昭和30年度決算見込)

才入	105、276
才出	105、276
差引	0

註　1、村税には償却資産税を含む
2、繰上充用金とは30年度に才入が不足する為31年度の収入をくり上げて充当することをいう。

別表　各地区別事業調整参考表　(単位千円)

区分＼地区名	東豊永	西豊永	大杉	天坪	計
昭30、4、1 現在負債額	22、383	18、183	4、339	6、863	51、768
人口	6、222人	6、172	7、023	3、863	23、280
人口割に依る負債可能額	22、383	22、200	25、267	13、893	83、743
昭和30年度実施事業費	4、464	3、176	19、313	7、381	34、334
全上に対する特定財源	2、777	2、003	11、464	6、516	22、760
差引本年度増減	増 1、687	増 1、173	増 7、579	増 867	11、306
現在過不足(△)額	2、687	1、173	7、579	867	12、306
負債繰越額	24、070	19、356	12、188	7、728	63、34
昭30'10、1人口数	6、024	5、869	6、839	3、654	22、386
全人口割による事業可能額	24、070	23、448	27、319	14、598	89、435
全各事業調整参考額	0	4、092	15、131	6、870	26、093

説明①負債額とは合併時に於ける一時借入金起債額、支払、事業くり越額を含む
②中学校組合は東西豊永に折半計上した。
③この表は境界変更による天坪南部五部落の分村以前の資料によつたものである。

各地区別の事業量と負債の均衡

一応事業量の調整を図るということは逆に云つて各地区の負債（旧村）の肩を並べることかも知れない。合併前に於ける旧各村の実施事業は区々であるが、新村として建設計画を中心に円満な行政を行う為には事業量の均衡即ち負債の肩をならべることも一考する必要があろう。その意味から今名どの地区に重点的に事業量を指向しなければならないかということについて別表によつてみたが一つの参考にはなると思う。

勿論この表は昭和三十年度予算によつたものであるから従つて訴訟に伴う未解決の問題未収入の特定財源等はその儘とし事業量及び予算に計上した特定財源によつたので、今石（昭和三十一年度以降）実行に移す上については相当の変更が予想されることは云う迄もない。

村債（長期債）一覧表

借入先	借入目的	借入金額	利率	昭和31、3、31日償還済額	現在残高	31年度償還額 元金	31年度償還額 利子
高知相互	六三制建設事業資金	5、000、000	1割1分8、38厘	2、000、000	3、000、000	1、500、000	600、000
〃	〃	5、000、000	〃	2、500、000	2、500、000	1、500、000	600、000
農林中央金庫	農地保全事業	350、000	6分5厘	0	350、000	0	22、750
〃	〃	900、000	〃	18、164	881、831	38'117	56、711
大蔵省	中央中学校増築資金	2、300、000	〃	0	2、300、000	0	149、500
〃	土木災害復旧費	400、000	〃	0	400、000	0	26、000
郵政省	組合立 六三制建設事業資金	4、000、000	〃	0	4、000、000	0	260、000
大蔵省	土木災害道路復旧費	450、000	〃	0	450、000	0	29、250
〃	簡易水道布設事業資金	800、000	〃	0	800、000	0	52、000
〃	大田口小学校災害復旧費	1、500、000	〃	100、000	1、400'000	100、000	89、375
〃	大田口小学校建築資金	2、200、000	〃	0	2、200、000	140、000	140、725
〃	大砂子小学校移転改築費	1、500、000	〃	200、000	1、300、000	110、000	82、745
〃	〃	300、000	〃	169、000	131、000	41、000	7、864
〃	立川中学校整備事業	350、000	〃	0	350、000	0	22、750
郵政省	久寿軒中六三制整備事業	900、000	〃	0	900、000	0	58、500
大蔵省	六三制整備天坪中	1、200、000	〃	0	1、200、000	0	78、000
〃	〃	700、000	〃	0	700、000	0	45、500
〃	繁藤小学校改築資金	1、500、000	〃	0	1、500、000	0	97、500
〃	庁舎改築事業資金	4、000、000	〃	0	4、000、000	0	220、435
〃	災害林道復旧工事	200、000	〃	112、000	88、000	43、000	5、037
〃	林道開設工事	1、000、000	〃	360、000	644、000	200、000	38、350
〃	東庁舎復旧工事	4、000、000	〃	0	4、000、000	0	260、000
郵政省	六三制整備事業	2、900、000	〃	0	2、900、000	0	188、500
大蔵省	災害村道復旧費	250、000	〃	90、000	160、000	18、000	11、277
〃	林道開設事業費	450、000	〃	232、000	218、000	63、000	17、251
〃	奥地開発輪林道工事	500、000	〃	387、000	113、000	106、000	12、544
	合計	42、650、000		6、168、164	36、481、831	3、859、117	3、172、570

自轉車荷車の無鑑札取締について

大豊村税務課

最近無鑑札自転車荷車の所有者が非常に多くなつてきて居ります。自転車、荷車は現在の地方税法の中で大きな財源の一つとして法定普通税となつて居ります現在迄に登録されている本村の数は二、〇〇〇余台となつて居りますが無登録数は五〇〇台以上と推定され的に無鑑札自転車、荷車の取締を実施することに致しましたので該当者は税務課迄届出するようお知らせ致します。

尚、特別の事由なく無届悪質者に対しては法の定むるところにより止むを得ず罰則を適用しなければならないことになりますのでかゝることのなきよう特に御注意致します。

財政事情の公表に当つて

私達の日常生活は凡ゆる面において持ちつ持たれつ互に扶け合つてゆく共同生活でありますが、この共同生活が大きく社会を形成して村となり、街となつて更にこれらを包括して県と云う行政区分の上に国が成り立つていることは御承知の通りであります。これらの団体即ち「村」でいゝますと村に於ける私達の共同生活についての秩序と共同の為にする仕事、所謂政治が必要となつてくるのであります。この秩序と政治にはそれに従はせる丈の力が必要であり、この力が国の場合は主権といわれ私共国民総体の結合した力でありますが、村まで又その区域内の住民の結合した力を代表した権力をもつ国と同じく政治団体であります。

この政治の行はれる形態により中央集権とも称されるのでありますが、新憲法に於いて地方自治法、地方財政法等の制定により地方分権の確立が期せられて居ります。

私達はその地方の住民であることによつて地方自治体（村）の一員として地方自治に対する責任と義務を負い権利を行使することが出来るのでありまして、自治権が拡大されゝばされる程村の仕事は増大することゝなり、その団体の構成員たる村民の協力と責任も一層要請されるわけであります。この大豊村が村の仕事を行う為には整備された機構と経済力が必要であり、この機構として村には村政をどう行うかの意思決定機関として村議会があり、一方村政を執行する機関として村長とその補助機関があるのであります。ただ法令の定める所により、それ〴〵の事務について教委、農委選管、監査委、等があり村を代表して事務を執行する場合があります。

さて村がその仕事として村民の福祉を増進し、安寧を維持する事務を行う場合の費用に充てる為には村という団体の構成員たる村民から一定の基準によつて、必要な税金をとつたり、国又は県から補助を受けたり、村債を借入れたりすることが必要でありまして、村がこのような金を収入したり保管して必要経費に支出したりする行為を「村財政」というのであります。

従而村政の上に於いて村財政は欠くことの出来ない要素であり、円滑なる村政は健全なる財政の裏付けを必要とするのであります。

この財政の運営には勿論一定の基準が必要であり、地方自治法や地方財政法にそれが規定されて居ります。

財政は一定の期間（一年）に於ける収入と支出の見つもり、すなわち予算を編成し村議会の議決を経てこれを執行し、その結果を決算によつて明らかにするものであります。従つて村の財政の内容は予算によつて分ると共に、予算は村政の窓とも謂うべきものでありますから、この予算を通じて村がどのような仕事を行はんとしているか、それが村民の為になることかどうか、お互が出し合つた金即ち税金等が適時適切に支出されるかどうかについて知ることが出来るのであります。その為村の財政の実態は常に村民に周知されることが必要であり、これによつて村民の村政に対する公正な批判と協力を求めることになり、真の村民による村長の為の村民の政治として民主々義に徹した地方自治への理想に近ずくことが出来るのであります

こうした意味に於いて村では村条例に基き年二回（九月、三月）財政事情の報告を行つているものであり、今回はその二回目であります。

窮迫した村財政の現状に対しましては村当局として極力経費の節減を図り適正な収入の増加に努め、一方財政再建債の借入による赤字償還等その健全化に日夜努力をいたして居りますが、一面本村是推進の為には相当の施策も行はれる筈であり、今名の財政の自主的強化と相まつて、その運営に遺憾なきを期したいと考へます。村長におかれましても積極的な御協力と御支援を切にお願する次第であります。

（昭三一、八総務課長）

解説

地方財政再建促進特別措置法とは

（正確に云うと「地方財政再建促進特別措置法」と云うのであるが以下地財法と云う）

本村に限らず毎年赤字が累増している地方財政は、二十九年度の決算で百八十億の赤字を出し、その累計は六百四十九億円（自治庁調べ）に達した。

この結果二年間も継続審議と云う事になつていた地財法が第二十二国会に提案され第二十三臨時国会に於て成立した。

この法律の主旨とする所は地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の建全性を確保する為、臨時に地方公共団体の行政及び財政に関して必要な措置を執るというものである。

即ち昭和二十九年度に於て才入が才出に不足する為繰上充用を行い、又は実質上才入が才出に不足する為、昭和二十九年度に支払うべき債務を三十年度に繰のべ若しくは昭和二十九年度に行うべき事業を、三十年度に繰のべた地方の公共団体は、議会の議決を経て、財政再建団体となることが出来る。

一方政府は昭和二十九年度に於ける才入の不足に充てる為、財政再建計画を樹て、それが承認された赤字団体に対して、必要な額の地方債を許可することになる。

要するに昭和二十九年度を含む、それ以前に於ける政府の地方財政に対する指導、財源付与等遺憾の点があつたことは認める。

だからそれ迄の赤字を解消する為に政府は融資をしよう、だが今後赤字を再びくり返さぬよう再建計画は厳重に執行してもらい度い。

一方昭和三十年度以降単年度に於ては絶対に赤字を生じないよう、政府は財源措置を講ずる為、必要法律の制定、改正を行うと云うのが、この趣旨である。

（この項別掲吾が家の再建計画を参照下さい。）

自主再建は困難

本村に於て地財法の適用を受けるとすれば、当然昭和二十九年度の赤字は解消出来るが、一方今後事業執行その他で厳重な制約をうけるのではないか、このため自主的村行政は運営されず村の発展は阻害されるのではないかと云う疑念が出て来るが、一歩退つてそれでは地財法の適用をうけずに自主再建の方法はないか、これを考えてみよう

本法の適用を受ければ今後数年間自治庁のヒモ付となり長期に亘つて予算編成は再建計画の枠内にしばられるから地元の要望に応えることも出来ないし、極論すれば地方議会は、要らなくなると返心配する向があり、又その心配も当然であろうと思う。

然し本村の場合、財政収支の均衡の面から二千七百万円の赤字はとうてい自力で回復し得ない額であり、三十年度末の資金ぐりの面からみた重大な理由があるのである。

すなわち三月末現在で村の一時借入金は国、市中銀行その他を合計して二千二百余万円に増大したのである。

これらの借入金は三月末に一応元利揃えて返済し必要な丈四月一日に改めて借りかえるという操作をとるのであるが、地財法の適用を受ければ利子、補給、返済方法等きわめて有利であり安定した長期債として資金操作も楽であるが、もし適用を受けない場合本年度の一時借入金は要請しても国及び地方銀行はいゝ顔をせず、本年十一月―三月には操作直困難に面するのではなかろうか。

一方法の定める所により又政府の方針により、赤字団体に対しては

(イ) 一般起債は原則として許可しない

(ロ) 一時借入金は繰上充用額の範囲迄可能である

結局利子の増嵩、赤字の毎年度繰越しにより才入才出がアンバランスとなり、実現性のある自主財政計画は極めて困難であると考えられる

もつとも一切の事業を打切り赤字解消にのみ全力を指向すれば別であるが、これは村の事情よりみても、又発展的段階にある本村として為政者のとるべき措置ではあるまい。

地財法適用後の見通し

本村の赤字はこの適用を受けることにより、二千七百万円が、再建債肩替りとなつて、今後は健全財政を建前に村政を進めて行くことになる。

もつとも赤字が消えても一挙に財政が楽になる訳ではない。

二千七百万円の債務は残るからである。

未だ執行部の試案にすぎないが、本村の計画によつても本年据置き、昭和三十二年度から六年間に年賦償還する為には従来の起債償還分を含めて約一千万円の元利金を支払はねばならない。

利子は政府資金は六分五厘、公募債は八分であるが政府の補給があり、村負担は三分五厘となる。

一方現在では全く見通しのつかない村の事業についても、一応の見通しがつくことになり、再建期間に新村建設計画の大部分の事業の完成も見込みがたち、一方新村建設計画にない緊急事業や災害復旧事業又は助成事業等も計画的に相当実施されることになる。

更に又、再建団体になることにより、従来の放慢な部分が是正され、予算の統制活用に伴う経常費の抜本的節約等、真に村民の為の政治への第一歩が強力に推進されることを信じるものである。

再建計画の期間は七年

前述の如く村議会の議決を経ていない現在の段階としては、試案に過ぎないが大要を示せば次の通りである。

一、財政の再建期間は七年間。（自昭和三十一年度至昭和三十七年度）指定日三十一年四月一日

一、支所、出張所は現行通り、将来も置くが、之等の事務は出来る丈縮少簡素化する。

一、部落の統合については考慮する。

一、役場機構の簡素合理化を図る。

一、事務処理、予算執行の合理化を図る。

一、人件費の増嵩を来さないようにする。

一、一括歸入等による物件費の節約を図る。

一、事業費については、根本的に再検討を行い、重点的事業の実行を図る。為産業経済振興上必要な事業については村の施策としての方針に基き村財政の枠内に於て配慮する。災害復旧は毎年度均分化に努める。

一、公債費については、将来の累増を来さないよう努力する。

一、旧村よりの引継債務二千七百万円については再建債により昭和三十一年度に於て解消し財政再建計画に基き償還する。

一、国、県並に各団体に対する法令外負担金、寄附金については抜本的に軽減を図る。

結び

昭和二十九年度までの赤字再建によつて、昭和三十年度から本村の財政は一応棚上けされ、新村建設計画の実施と共に本村の財政再建促進計画が出発する。

このスタートに於ける私達の決意はもう「赤字は絶対出さない」と云うことである。それは村が貧困であつて村民の福祉増進はあり得ないからである。

前途は光明に輝いているが、然しまだ〳〵新村建設の路は遠い。一そう奮起して村民の期待に応えたいと切に懇う。

吾が家の再建計画書

彼はサラリーマンであつた

それは例にもれず恋愛によつて昭和三十年三月三十日彼女と結婚した然し彼等の場合当然味わうべき新婚の甘い夢は現実に於いて不可能であつた。それは彼等は結婚したことによつて一家を形成して行くべき責任に加えて、彼等は父の時代からの負債を五万円背負はされ結婚式の翌日から毎日の如くそれが返済に頭を悩まさなければならなかつたからである。彼の給料は手取り一万円、彼女の内職を含めて年内収入は一五万円しかない。一方新世帯となるとその方のやりくりも大変である。今迄気になつていた台所も直したいし、この秋には法事も行なはなければならない。然も来年は可愛い〳〵二世の生れることも予定する必要がある

し彼女と一緒になる時約束した新生活設計計画もたくさんあるのである。彼の焦慮は一方でなく「あゝこの五万円の赤字さへなければ僕達夫婦の新しい生活設計も軌道にのるのになあ」とこぼしている。ある晩のことである。相も変らず夫婦で相談している所へやつて来たのは彼女の伯父さんであつた。

伯父さんは東京に事業所をもつ社長さんであるが、先日墓参りと称して実は選挙かしら帰省している結構な身分であるが、深刻そうな若夫婦をみて笑いながら云つた。「おいどうした。今からもう夫婦げんかでもしたのか」とそこで彼は伯父さんに今の夫婦の悩みを詳しく打明け相談した。ブンブンと聞いていた伯父さんは「ソウカそれは大変だな、どうだ一つ〳〵妙薬があるが、実行してみるか」「是非教へて下さいお願いします」二人のひとみは輝いた。「昔から若い時の苦労は買うてせいと云うが楽をしたいと思うたら駄目だよ。それでだ伯父さんがお前達に五百円かしてやろう。やつてもいゝがそれでは将来の為にならんから必ず返してもらおう。そうだなあ利子はうんと安くして年三分五厘に負けとこう。親父の借金はそれで一応仕舞をつける。あとが問題だ。お前達でよく相談して伯父さんに五万円の借金を返すと共にお前達の今の世代に応しい再建プランを樹て、人生に生甲斐を感じるような工夫をするんだ。もう一度来てみるからよく相談しておきなさい」翌日は日曜日であつた。夫婦は朝から早速家計簿、借金の明細書、ソロバン、ノート等一杯机の上に散らかせて一生懸命頭をひねつている。……夕刻になつて大体成案ができた。第一に親父の借金は伯父から借りる五千円で一応返済できるそれで毎日の様な借金取りに悩まされてノイローゼ気味になつた頭を休ませることはできる。之は彼にとつて仕事の能率を挙げる点からも、又これを調整していく為に給料の前借りをしたり、時には高い利子の金を借りたりして苦しんで来たことから解放されることが判つた。第二に之からの生活設計即ち伯父さんの云う再建計画である。之が大変であつた。第一彼女と結婚の時約束したプランが計画に入らないのである。彼女が遂には怒つて泣き出す場面もあつたが考へてみれば、伯父さんが金を融資してくれない場合を想定してみたら現実に還つて笑い出した。結局例へばつぎの如き通りいろ〳〵細かい計画が出来た。

一、僕達の収入は年間一五万円であるから、この収入を下廻らないよう彼女の内職も一層がん張つてもらうこと。

二、元金五万円は今年は据置にして来年から五ケ年間に伯父さんに仕払うようすること。そうすると利子を含めて一年に一万円一千余位になる。

三、伯父さんに払う金丈生活を切りつめる。（この点が夫婦の論争の原因になつた。）

四、この額は大体月に割そて一千円であるから月給一万円は今后九〇〇〇円しかないと思つて家計をやりくりすること。

五、家の責任者として予定通り今年の法事と来年台所の修理は行う。

婚約時約束したものゝうち一度の一泊旅行を除いて他は再検討する。

六、来年出来る二世の準備も予定通りやる。

七、今迄新聞を二週刊誌一、月刊雑誌二をとつていたが之は新聞一、月刊雑誌一にする。

八、彼の好きな煙草も当分の間慰から新生に格下げする

等このような細かい数字をまとめ上げた所へ伯父さんがやつて来た。早速伯父さんにみせると「ウンよく勉強した。之の実行は苦しいかも知れんが夜が更ければ更ける程暁は近いと云うこともある。苦しい時に結ばれる愛情こそ尊い、へこたれずにやりなさいハイ之が五万円だ」無雑作に投げ出された五万円の札束を手にうなずき合う彼と彼女のひとみははち切れそうな若さと果てしない希望に輝いていた。

終り

地方財政再建促進特別措置法の適用説明補足資料

備考　登場人物

彼……大豊村
彼女……旧四ケ村
伯父……政府
赤字……財政再建債対象
彼女と約束した生活設計……新村建設計画
再建プラン……財政再建計画

昭和30年度村税納税成績表

31、9、1、現在

地区別	村県民税 調定額	村県民税 収入額	村県民税 収入歩合	固定資産税 調定額	固定資産税 収入額	固定資産税 収入歩合	諸税 調定額	諸税 収入額	諸税 収入歩合
天坪	829,779	716,351	86,3	1,585,695	1,411,654	89,0	130,700	106,000	81,1
大杉	1,622,965	1,400,073	86,2	3,477,513	3,108,746	87,3	273,000	235,000	86,0
西豊永	1‘308,886	1,074,821	82,1	2,593、930	2,244,708	86,5	94,130	73,130	77,7
東豊永	1,322,771	1,219,808	92,2	2,763,110	2、715,310	98,2	80,907	69,900	86,3
村外その他				3,692,020	3,613,980	97,8			
計	5,084,421	4,411,053	86,7	14,112,268	13,094,398	92,7	578,707	484,030	83,6

昭和三十年度村税納税成績表が出来ましたので発表致します。

納税者、皆さんの村税に対する御理解と御協力に依りまして大変向上して参りましたことは感謝に堪えません。而乍ら全村完納の域に達することが出来なかつたことは誠に残念であります、今後未完納の部落に於れては尚一層御認識下さいまして滞納の汚名を挽回して戴き全村納税者一人残らず完納し良き明るい村の発展のために御協力下さいますよう切にお願い申上げます

次納税優良部落を御照会致します

百%完納部落　大杉地区　中村大王下　東豊永〃　高原、沖

九十%以上の部落

大杉地区　日浦、式岩、目付、磯谷

天坪〃　北川一、二区

東豊永〃　大平、大滝、川井、中内、野々屋、柚木、三津子野、経田、南大王八畝、立野、八川

西豊永地区〃西土居、上東、東庵谷、東寺内、安野々、東祝ケ内、西久保

大豊村税務課